020　英吉利法律学校原書科の設置（一）

イギリスのミドルテンプルに学んだ増島六一郎が中心となり同志を糾合して設立した英吉利法律学校は、「邦語ヲ以テ英吉利法律学ヲ教授シ其実地応用ヲ修練セシムル」法律学校として一八八五（明治十八）年七月に東京府から認可された。

当時の諸学校において外国法を教授する場合、外国語による授業（正則）と日本語による授業（変則）の両教授法が行われていた。教授層の重要部分をお雇い外国人に依拠していた当時の状況からすれば、外国語による授業が重要視されたのは当然であったが、日本人法学者が増加するにつれて、日本語による授業の必要性も認識されるようになってきた。

たとえば、穂積陳重・土方寧・菊池武夫ほか三人の建議により八三年に設置された東京大学法学部別科法学科では、当初から日本語による法学教授を採用している。同科は、いわゆる「三百代言」に代わる実務型代言人の養成を目的とする東京大学法学部の付設機関で、効率的な養成を実現するためには日本語授業が不可欠という前提にたって学科課程が編成されていた。

同科の教授法は、穂積の強い意向を反映したものであったといわれているが、東京大学の学内改革の一環として付設諸機関の整理が断行されたため、八五年四月には廃止が確定することとなる。

また、前述のように、英吉利法律学校でも日本語による教授法が採用されている。これは、穂積・土方・菊池ら別科法学科設立メンバーが英吉利法律学校の創設計画に参画した関係で、同科の教授法が継承されたものと思われる。その意味では、穂積らの意向は、英吉利法律学校校則第一条にみえる「日本語による英法教授」の規程に結実し、同校の法学教育を特色づけたといえる。

しかし、増島が構想していた法学教育には、さらに続きがあった。同年九月の英吉利法律学校開校式において、彼は「本校特別の利益あり東京英語学校の同邸内ニありて法律学生ハ少額の月謝ニて之を兼修するの便あり後来英語を以て英吉利法律を教授するの時あらむ」と、英語で挨拶している。

英吉利法律學校生徒募集廣告

校内生　本校ハ内外法學士ノ結合ニ由リテ昨年九月創立シ爾來日尚浅キト雖ドモ講師事務員ノ勉强ニ依リ大ニ世人ノ信用ヲ博シ意外ノ隆盛ヲ致シタリ今ヤ一學年ノ終リニ近キタルヲ以テ例ニ由リ新入學生ヲ募集スル學試驗ハ七月中旬九月初旬ノ兩度ニ之ヲ施行スル七月受驗者ハ九月五日迄ニ申込マレヨ但シ一八月一二月一三年級ノ中何級ニテモ入學ヲ許ス東修金壹圓月謝金壹圓トス本校事務所ニ申込マレヨ但シ一八月一二月一三年級ノ中何級ニテモ入學ヲ許ス東修金壹圓月謝金壹圓トス

校外生講義録　本校開設以來校外生ナル者ヲ設ケ講師ノ講義ニ毎土曜日ニ之ヲ發兌シ既ニ第三十六號ニ達シタリ記事ハ一年級ノ講義錄ヲ完結シ現時ノ校外生ハ來八月ヲ以テ一年級ノ講義錄ヲ發兌シ既ニ第三十六號ニ達シタリ記事ハ一年級ノ講義錄ヲ完結シ現時ノ校外生ハ來九月ヲ以テ二